

高度利用地区の区域内における許可取扱要綱

制 定 平成 14 年 1 月 1 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(目 的)

第 1 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 59 条第 4 項の規定に基づく許可に関し必要な事項を定めることにより、本許可の適正な運用を図り、もってオープンスペースの確保や緑化の推進等、市街地環境の整備改善に資することを目的とする。

(適用区域)

第 2 この要綱は、高度利用地区の区域内に限り適用する。

(運用方針)

第 3 この要綱による高度利用地区の区域内における許可は、当該都市計画等の内容に適合し、かつ建築物の計画が別に定める「高度利用地区の区域内における許可取扱要綱実施基準」（以下「実施基準」という。）に適合するものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて行う。

なお、許可については、法第 59 条第 5 項の規定により本市建築審査会の同意を必要とする。

(許可申請)

第 4 第 3 の許可を受けようとするものは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。）第 10 条の 4 第 1 項（別記第 43 号様式）に定める許可申請書及び大阪市建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号。）第 3 条に定める添付図書のほか、実施基準に定める図書を添付しなければならない。

(事 務)

第 5 この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

附 則 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。

(参考) 改正履歴

平成 19 年 4 月 組織改正（住宅局→計画調整局）

平成 23 年 4 月 組織改正 (建築企画担当→建築企画課)

平成 25 年 4 月 組織改正 (計画調整局→都市計画局)

令和 3 年 11 月 組織改正 (都市計画局→計画調整局)